

○総務省告示第百十五号

航空機燃料譲与税法（昭和四十七年法律第十三号）第一条第二項の規定に基づき、昭和四十七年自治省告示第二百四十四号（航空機燃料譲与税法第一条第二項の市町村を指定する件）の一部を次のように改正し、平成二十五年三月に譲与すべき航空機燃料譲与税から適用する。

平成二十五年三月八日

総務大臣 新藤 義孝

「山口県 宇部市」を「山口県 宇部市」に改める。  
同「山口県 岩国市」